

## 茨城県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号，以下「法」という。）第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療に限る）の指定については，法令及び「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領」（平成18年3月3日付け障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知の別紙1，以下「更生指定要領」という。）によることとし，その具体的な取扱いは次に定めるとおりとする。

### 1 新規指定

#### (1) 指定申請

指定を受けようとする医療機関（病院・診療所），薬局，指定訪問看護事業者等及び指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（以下「医療機関等」という。）の開設者は，育更様式1により指定申請書及び添付資料を作成のうえ，当該医療機関等の所在地の市町村あて提出する。

#### (2) 送付

前項により提出を受けた市町村は，茨城県保健福祉部障害福祉課（以下「県障害福祉課」という。）あて送付する。

#### (3) 審査

県障害福祉課は，前項により送付を受けたときは，育更別紙1「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請確認表」により内容を確認・整理したうえで，更生指定要領の第2により審査する。

なお，更生指定要領第2第2項（7）に定める十分な調剤実務経験については，1年以上とする。

審査において申請書及びその添付資料に不明の点があった場合は，育更別紙2「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書照会表」により申請者あて照会する。

#### (4) 諮問

県障害福祉課は，医療機関（病院・診療所）からの申請で前項による審査を経たものについて，その指定に関する意見を茨城県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問する。

#### (5) 指定

県障害福祉課は，薬局，訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者からの申請で前記（3）による審査を経たもの，及び医療機関（病院・診療所）からの申請で前項による諮問に対し審議会から指定適当との答申を受けたものについて，指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として指定し，当該医療機関等の名称，所在地，担当する医療の種類及び指定年月日を県ホームページにおいて公表する。

(6) 通知

県障害福祉課は、前項による指定を行ったときは、申請者あて通知するとともに、当該指定を行った旨を市町村及び関係各機関あて通知する。

(7) 保留等に係る取扱

県障害福祉課は、前記(3)による審査の結果、指定保留又は却下を相当と認めるとき、及び前記(4)による諮問に対し審議会から指定保留又は却下を相当とする答申をうけたときは、前項に準じて申請者あて通知する。

2 担当する医療の種類の変更、医療機関において自立支援医療を主として担当する医師の変更に係る承認

(1) 申請

指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を受けた医療機関は、その担当する医療の種類を変更しようとするとき、自立支援医療を主として担当する医師を変更しようとするときは、育更様式1により変更申請書及び添付資料を作成のうえ、当該医療機関の所在地の市町村あて提出する。

(2) 送付、審査及び諮問

前記「1 新規指定」に準ずる。

(3) 承認

県障害福祉課は、前項により医療機関の担当する医療の種類又は主として担当する医師の変更について審議会から変更適当との答申を受けたときは、当該変更を承認する。

(4) 通知

前記「1 新規指定」に準ずる。

(5) 保留等に係る取扱

前記「1 新規指定」に準ずる。

3 医療機関等の名称変更等の届出

(1) 届出

指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を受けた医療機関等は、その名称又は所在地を変更したとき及び自立支援医療を主として担当する医師の氏名に変更があったとき、又は薬局における管理薬剤師を変更するときは育更様式2を、指定を辞退するときは育更様式3を、当該医療機関の業務を休止、廃止、又は再開するときは育更様式4を作成のうえ、当該医療機関等の所在地の市町村あて提出する。

(2) 送付

前記「1 新規指定」に準ずる。

(3) 公示

県障害福祉課は、前項による送付を受けたときは、当該医療機関等の名称、所在

地，変更年月日を市町村及び関係各機関あて通知する。

#### 4 更新

##### (1) 指定更新の申請

県障害福祉課は，有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）に対して，育更様式5及び育更様式6を送付し，予め更新の意向を確認する。

指定の更新をしようとする医療機関等の開設者は，精別紙3「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）自己点検表」により自己点検を実施のうえ，育更様式6及び育更様式7を作成のうえ，当該医療機関等の所在地の市町村あて提出する。

##### (2) 送付

前記「1 新規指定」に準ずる。

##### (3) 審査

前記「1 新規指定」に準ずる。

##### (4) 指定更新

県障害福祉課は，前項により審査し適当であると認めた場合は指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を更新し，当該医療機関等の名称，所在地，指定更新年月日を県ホームページにおいて公表する。

##### (4) 通知

前記「1 新規指定」に準ずる。

##### (5) 保留等に係る取扱

前記「1 新規指定」に準ずる。

#### 付 則

この要領は，平成18年4月1日より施行する。

この要領は，平成21年4月1日より施行する。

この要領は，平成22年4月1日より施行する。

この要領は，平成24年4月1日より施行する。

この要領は，平成25年4月1日より施行する。

この要領は，平成26年4月1日より施行する。

この要領は，平成30年10月1日より施行する。

この要領は，令和元年10月1日より施行する。

この要領は，令和2年4月1日より施行する。